

## **大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第 358 号）**

### **[ 速度違反取締に関する行政文書部分公開決定審査請求事案 ]**

**(答申日：令和 4 年 8 月 10 日)**

#### **第一 審査会の結論**

諮問実施機関（大阪府公安委員会）の判断は妥当である。

#### **第二 審査請求に至る経過**

1 令和元年 6 月 26 日、審査請求人は、大阪府警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成 11 年大阪府条例第 39 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、以下の内容で行政文書公開請求を行った。  
(行政文書公開請求の内容)

平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇市における速度違反取締に関して〇〇警察署において作成された行政文書

2 同年 7 月 4 日、実施機関は審査請求人に対して補正通知書により、請求内容の補正を求め、審査請求人は同月 13 日付けで、請求内容を「平成〇〇年〇〇月〇〇日、〇〇市内における速度違反取締に関して〇〇警察署において作成された行政文書。」に補正する旨を実施機関に回答した。

3 同月 25 日、実施機関は、本件請求に対応する行政文書として、A 点メモ、B 点メモを特定し、条例第 13 条第 1 項の規定により、部分公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

4 同年 10 月 2 日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法第 2 条の規定により、上級行政庁である大阪府公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対して、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

#### **第三 審査請求の趣旨及び理由**

1 趣旨

黒塗り部分を含む非開示内容の合理性

2 理由

取締時の具体的な状況について、情報公開条例を基に全ての記載内容を黒塗りしているが、測定時の状況（前後の車両）等開示すべき状況まで開示しないのは、情報公開請求の趣旨に反するものであり、公権力の乱用を監視する権利を侵害するも

のである。黒塗り部分を含む非開示の合理性について審査請求する。

#### **第四 質問実施機関の主張要旨**

質問実施機関の理由説明書における主張は、概ね次のとおりである。

本件審査請求に係る実施機関の弁明について、当該質問実施機関は、質問実施時ににおいて、当該弁明に不合理な点はなく、本件審査請求に係る行政文書の部分開示決定は条例に基づき行われており、妥当であると考えている。

#### **第五 実施機関の主張要旨**

実施機関の弁明書における主張は、概ね次のとおりである。

##### 1 弁明の趣旨

「本件処分は妥当である。」との裁決を求める。

##### 2 本件処分の理由等

###### (1) 本件処分の根拠について

###### ア 条例第8条第1項第4号について

条例第8条第1項第4号は、府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、涉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務に関する情報であって、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるものについては公開しないことができる旨を定めている。

###### イ 条例第8条第2項第1号について

条例第8条第2項は、公安委員会と警察本部長が管理する行政文書の適用除外事項について定められたものであり、同項第1号は、条例第8条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する情報について、知事等と同様に、公開しないことができる旨を定めている。

###### ウ 条例第8条第2項第2号について

公共の安全と秩序を維持することは、府民全体の基本的な利益を擁護するため府に課された重要な責務であり、条例第8条第2項第2号では、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報については、公開しないことができる旨を定めている。

###### エ 条例第8条第2項第3号について

本号は、「前二号に掲げるもののほか、公にすることにより、個人の生命、身体、財産等の保護に支障を及ぼすおそれがある情報」について規定しており、

個人の生命、身体及び財産の保護に任じる警察業務の特殊性（警察法第2条第1項）と保護すべき利益の重要性から、他の適用除外事項では非公開とすることができない情報について、警察独自の適用除外事項として定められたものである。

したがって、本号を適用して公開しないことができるは、警察業務を通じて作成又は入手した情報の中でも、個人の生命、身体、財産等の保護に影響し得るものであって、当該情報を公開することにより、これらの「保護に支障を及ぼすおそれ」の程度が、法的保護に値する蓋然性のある場合に限られる。

#### オ 条例第9条第1号について

条例は、その前文で、府の保有する情報は公開を原則としつつ、併せて、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護する旨を宣言しており、また、第5条において、個人のプライバシーに関する情報をみだりに公にすることのないように最大限の配慮をしなければならない旨規定している。

本号は、このような趣旨を受けて、個人のプライバシーに関する情報の公開禁止について定めており、

- ① 個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報  
であって、
- ② 特定の個人が識別され得るもの  
のうち、
- ③ 一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報  
が記録されている行政文書を公開してはならないと規定している。

「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報」は、個人のプライバシーに関する情報について例示したものであり、「特定の個人が識別され得るもの」とは、当該情報のみによって直接特定の個人が識別される場合に加えて、容易に入手し得る他の情報と結びつけることによって特定の個人が識別され得る場合を含むと解される。

また、「一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報」とは、一般的に社会通念上、他人に知られることを望まないものをいうと解される。

#### (2) 本件処分の妥当性について

##### ア 交通指導取締りについて

速度取締りを含めた交通指導取締りは、車両等の運転者、歩行者その他の道路利用者による交通法規の違反を監視することによって交通ルール違反を予防し、違反を発見したときには検挙（告知）又は警告指導等の必要な措置を講

することによって道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図り、道路の交通に起因する障害を排除することを目的とした警察活動である。

こうした目的を効果的かつ効率的に達成するため、交通事故の発生状況や市民の取締要望等を踏まえ、取締りの対象、場所、時間及び方法等を総合的に検討した上で、反復・継続した交通取締りを実施している。

交通違反の検挙（告知）は、取締現場及びその周辺の交通事故防止に極めて有効な活動であり、違反運転者に対しては、将来的に交通法令の遵守と反復違反の抑制を図る効果をもたらし、さらには、運転免許管理における運転者教育（違反者講習、処分者講習）や反復して敢行する悪質・危険運転者の道路交通からの一時的な排除（運転免許の停止又は取消し）等の行政目的を達成する重要な活動でもある。このため、交通取締りの具体的な対象、日時、場所、体制、規模等に関する情報は、原則として運転者に認知されない方法により実施することが必要である。

### （3）非公開とした各部分の妥当性について

#### ア 「警部補以下の警察職員の氏名」

警部補以下の警察職員の場合は、

- ・ 現に職務質問等の街頭警察活動や犯罪の捜査に従事している
- ・ 重要事件等発生時にはこれらの職務に従事することが予想される
- ・ 所属内での配置変更等により、これらの職務に従事することが予想される
- ・ 以前にこれらの職務に従事していたことがある

などから、氏名等を非公開とする必要があるというべきであり、条例第8条第2項第3号に該当する情報であるといえる。

警察業務は、警察法第2条第1項に「警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ることをもつてその責務とする。」とあるとおり、犯罪捜査及び警察規制等を目的としている。

また、刑事訴訟法において、犯罪捜査権は主として警察官によって行使されることが予定されており、警察官職務執行法その他の法令の規定に基づき、実力行使等の行政上の権限が警察官に与えられているところ、警察官は、犯行現場や警察規制の現場等で、直接被疑者や被規制者と対峙して、逮捕や規制の結果を直接かつ強制的に実現することとなる等、その職務は、その相手個人や組織から反発、反感を招きやすいものである。

そして、警察職員の配置を含む警察業務に関する情報は、一般市民にとっては些細な情報であっても、犯罪の実行や警察官に対する報復を目論む個人や組織にとっては、貴重な情報となることがあり、そのような情報が犯罪組

織等に入手されることを防止する必要がある。

このように、警察の業務は、相手方からの反発、反感を招きやすく、警察職員は攻撃や懐柔の対象とされるおそれがあり、その氏名等を公にすることにより、個人が特定され、当該警察職員やその家族が襲撃を受ける等危害を加えられ、ひいては、公共の安全や秩序の維持に支障が生じるおそれがある。

本件対象文書の「A点」「B点」及び「C点」欄には、各地点の従事員たる警部補以下の警察職員の氏名が記録されていることから、当該部分を非公開としたことは妥当である。

イ 「違反者の車両情報（車両番号、車名等）、特徴及び言動」

取締りを受けた者の車両番号や車名、特徴や言動といった情報は、個人のプライバシーに関する情報であって、特定の個人を識別し得る情報のうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められることから、条例第9条第1号に該当する情報であるといえる。

本件対象文書の「車両番号」、「測定時の状況」、「備考」及び「違反車両の特徴、違反者の特徴及び言動」欄には、取締りを受けた者の車両番号や車名、特徴や言動等が記載されていることから、当該部分を非公開としたことは妥当である。

ウ 「取締時の具体的な状況（取締場所、取締時間、測定時の状況等）」

(ア) 条例第9条第1号の該当性について

取締りを受けた者が、何時、何処で、どのような交通違反により取締りを受けたかという情報は、個人のプライバシーに関する情報であって、特定の個人を識別し得る情報のうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められることから、条例第9条第1号に該当する情報であるといえる。

(イ) 条例第8条第2項第1号及び同項第2号の該当性について

取締りの時間や場所は、無制限に選定できるものではなく、交通事故の発生状況、地域住民の迷惑性、危険性が高い交通に対する取締要望等を把握し、その情報を分析した上で、さらに、取締機材の設置場所、停止・取調場所の安全性の確保、違反の正確な立証、違反車両の安全な誘導、道路交通への影響等を総合的に検討し選定しているものである。

交通取締りは、交通事故の抑止対策等として将来にわたり反復、継続的に実施していくものであり、このように選定された取締場所等の情報が公になれば、同様の請求を繰り返すことにより、取締日毎の検挙件数が公になり、もって、取締りの傾向や体制等が推測されるおそれがある。

さらに、違反車両の速度測定を実施する際に警察官が現認した具体的な車両の走行状況や、取締りに際して警察官が認知した具体的な内容及び警察官

の取調べに対する違反者の言動等は、これを公にすることにより、交通取締りの手法等が推測されるおそれがある。

すなわち、交通違反を犯そうとする者がこのような情報を入手することになれば、以降の交通取締りを逃れようと対抗措置を講じられ、悪質・危険な運転者を道路交通の場から排除することが困難となるなど、将来の交通指導取締業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、条例第8条第1項第4号に該当し、条例第8条第2項第1号に該当する情報であるといえる。

また、前述のとおり、将来の交通取締場所や時間、体制等が推測されることにより、交通違反を犯そうとする者が、以降の取締りを逃れようと対抗措置を講じるなどすれば、当該取締時間、場所以外での犯行を容易にし、交通の安全と円滑を確保することが困難となるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第8条第2項第2号に該当する情報であるといえる。

本件対象文書の黒塗り部分（「A点」「B点」及び「C点」欄における黒塗り部分を除く。）には、取締場所や取締（開始・終了）時間、当日の取締件数の通し番号、各違反に係る取締時間、取締内容（測定速度）、警察官が現認又は認知した具体的な状況（違反車両の走行状態や前後の車両の状況、違反者の特徴等）及び警察官の取調べに対する違反者の言動等の詳細が記録又は記載されていることから、当該部分を非公開としたことは妥当である。

### 3 審査請求人の主張等

審査請求人は、取締時の具体的な状況について、全ての記載内容を黒塗りしているが、測定時の状況（前後の車両）等、開示すべき状況まで開示しないのは、情報公開請求の趣旨に反するものであり、公権力の乱用を監視する権利を侵害するものであるなどと主張するが、本件対象文書の非公開部分が、それぞれ条例第8条第2項各号又は条例第9条第1号に該当することは前述のとおりであるから、審査請求人の主張は認められない。

### 4 結論

以上のとおり、本件処分は条例の趣旨を踏まえて行われたものであり、何ら違法、不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

## 第六 審査会の判断理由

### 1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民

の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を促進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念の下であっても、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害することのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第8条及び第9条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

## 2 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

審査請求人が主張する非公開部分には「警部補以下の警察職員の氏名」、「違反者の車両情報（車両番号、車名等）」、「特徴及び言動」及び「取締時の具体的な状況（取締場所、取締時間、測定時の状況等）」が記載されている。

実施機関は、本件決定において非公開とした部分について、「警部補以下の警察職員の氏名」は条例第8条第2項第3号、「違反者の車両情報（車両番号、車名等）」、「特徴及び言動」は条例第9条第1項、「取締時の具体的な状況（取締場所、取締時間、測定時の状況等）」は条例第9条第1号並びに条例第8条第2項第1号及び第2号にそれぞれ該当すると主張しており、その該当性について以下のとおり検討する。

### （1）条例第8条第1項第4号及び条例第8条第2項第1号について

本件決定において、実施機関は、条例第8条第1項第4号を適用している。

行政が行う事務事業に係る情報の中には、当該事務事業の性質、目的等からみて、執行前あるいは執行過程で公開することにより、当該事務事業の実施の目的を失い、又はその公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼし、ひいては、府民全体の利益を損なうおそれがあるものがある。また、反復継続的な事務事業に関する情報の中には、当該事務事業実施後であっても、これを公開することにより同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又は公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすものもある。このような支障を防止するため、これらの情報については、公開しないことができるとするのが本号の趣旨である。

また、条例第8条第2項第1号は、条例第8条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する情報が記録されている行政文書を公開しないことができると規定している。

(2) 条例第8条第1項第4号及び条例第8条第2項第1号該当性について  
「取締時の具体的な状況（取締場所、取締時間、測定時の状況等）」は実施機関が交通取締りの実施予定時、又は実施した際に得た情報である。

実施機関は、交通違反を犯そうとする者がこのような情報を入手することになれば、以降の交通取締りを逃れようと対抗措置を講じられ、悪質・危険な運転者を道路交通の場から排除することが困難となるなど、将来の交通指導取締業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると主張する。

この点、これらの情報が公にされることにより、直ちにその目的が達成できなくなるとは言えなくとも、同趣旨の請求が繰り返されることにより、取締時の具体的な状況のデータを蓄積、分析することで、警察官が取締場所において取締りに従事する時間を推測したり、取締手法等を推測し対抗措置を講じる等、将来において取締目的が達成できなくなるおそれがあると認められる。

また、本件対象文書は交通取締時に使用した定型様式であり、たとえ記載のない箇所であっても、上記のとおり交通取締りに関する情報公開請求が繰り返され、非開示部分が徐々に明らかになることで、罫線や枠線の形状などから取締り件数などが判明するおそれがある。取締件数が判明した場合、警察が行う取締りの傾向や時期、また体制等を推測させ、このような情報を交通違反を犯そうとする者が入手すると、交通取締り業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれにもつながる。

よって、これらの情報は、条例第8条第1項第4号及び条例第8条第2項第1号に該当する。

(3) 条例第8条第2項第2号について

本号では、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報が記録されている行政文書を公開しないことができるとしており、該当する情報として、捜査の手法、技術、体制、方針等に関する情報で、公にすることにより、将来の捜査に支障を生じ、又は、将来の犯行を容易にするおそれのあるものを挙げている。

(4) 条例第8条第2項第2号の該当性について

(2) のとおり、「取締時の具体的な状況（取締場所、取締時間、測定時の状況等）」は、取締りの手法、体制等の情報であって、公にすることにより、将来の取締時間、場所を推測し、その時間や場所以外での速度違反を可能にしたり、取締手法を推測して対抗措置をとる等、将来において、速度違反を容易にさせるおそれがあると認められるので、本号に該当すると認めることができる。

(5) 条例第8条第2項第3号について

警察が保有する情報の中には、警察業務の特殊性から、条例第8条第2項第1

号及び第2号に該当しない場合であっても、公開すると、個人の生命、身体、財産の保護に支障を及ぼすおそれのあるものがある。こうした事態を防止するため、これらの保護に支障を及ぼすおそれがある情報を公開しないことができるとするのが、本号の趣旨である。

(6) 条例第8条第2項第3号の該当性について

一般に、警察職員は、他の公務員と異なり、犯罪捜査や警察規制に係る取締りに従事することを本分としており、犯罪捜査や取締りの現場において、相手方の反発・反感を招きやすい立場にあるということは理解できるものである。

また、その氏名等、個人の特定につながる情報が公開されると、当該警察職員が過去に従事した犯罪捜査等の関係者など警察職員を標的とする人物等からの加害行為を容易にするため、当該職員だけでなく、その家族に対しても脅迫や嫌がらせ等の危害が及ぶおそれが認められる。

よって、本号に該当し、公開しないことができる情報であると認められる。

(7) 条例第9条第1号について

条例は、その前文で、府の保有する情報は公開を原則としつつ、併せて、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護する旨を宣言している。また、条例第5条において、個人のプライバシーに関する情報をみだりに公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならない旨規定している。

本号は、このような趣旨を受けて、個人のプライバシーに関する情報の公開禁止について定めたものである。

同号は、

- ア 個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報であって、
- イ 特定の個人が識別され得るものうち、
- ウ 一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる
- エ 特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある

情報が記載されている行政文書を公開してはならない旨定めている。

(8) 条例第9条第1号の該当性について

本決定に係る非公開部分に記載されている情報のうち交通取締りを受けた者の車両番号や、その者の特徴や言動等はプライバシーに関する情報である。

また、特定の個人が識別され得るものには、特定の個人が当該行政文書の情報から直接識別できなくとも、他の情報と結びつけることにより、間接的に特定の個人が識別され得るものとから、これら車両番号等の情報は特定の個人が識別され得る情報である。

また、交通取締りを受けたということは、一般に他人に知られたくないと望む

ことが正当であると認められるから、(7)イ及びウの要件に該当し、条例第9条第1号に該当する。

### 3 結論

以上のとおりであることから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

丸山 敦裕、荒木 修、小谷 真理、島尾 恵理